

入札説明書

パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養
手当支給業務委託用共通端末)の借り入れ

令和5年7月

奈良県奈良っ子はぐくみ課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記7の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

記

1 公告日 令和5年7月11日

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借り入れ

(2) 入札物件の数量及び特質

ノート型パソコン 2式(保守業務を含む)

入札は、運搬・搬入費等必要となる諸経費一切を含めた総額で行います。

(3) 借入期間

令和5年9月1日～令和10年8月31日

(4) 納入場所

奈良市登大路町30番地(奈良県庁主棟3階)

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課内

(5) その他については、別紙「パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借り入れに係る仕様書」のとおりとします。

3 入札方法

(1) 入札は、リース期間中の1か月当たりの借入金額(搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、保守に要する経費及び動産総合保険の加入に要する経費を含みます。)で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札金額内訳書の提出

要します。

入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合、その他記入(入力)内容に整合性がとれない場合は入札が無効となります。電子入札システムに金額入力の際に、所定の入札金額内訳書を添付してください。また、所定の入札金額内訳書に代えて自社の積算内訳書(見積明細書等)の電子データ(PDF、Word、Excel、一太郎のいずれかの形式)を添付することもできます。

(3) 入札方法

入札は、電子入札システムを利用して行います。

(「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。)

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までに該当する者が、この入札に参加する事ができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「O1賃貸業務」に登録している者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)
- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) 過去2年間に国又は地方公共団体と県が本調達に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績がある者であること。
- (6) 本調達で示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類(以下「入札参加資格申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

6の(1)の(カ)で示す日時(令和5年7月26日(水)午後5時)までに、以下(1)で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、以下(2)の書類を奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐみ課放課後児童・手当係(7の(1)で示す場所)に提出しなければなりません。(提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和5年7月28日(金)午後5時までに提出を行ってください。)

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書(様式3)

(2) 郵送又は持参による提出書類

ア 適合規格承認申請書(別紙A)及び定価見積書 1通

別紙「パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借入れに係る仕様書」に基づく調達物件としての借入物品としての適否の承認を、適合規格承認申請書により受けなければなりません。

イ 納入証明書(別紙B) 1通

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を確実に納入できる販売業者の納入証明書を提出して下さい。

ウ アフターサービスメンテナンス体制整備証明書(別紙C) 1通

保守期間中の保守体制が整備されていることを証明する書類として、アフターサービスメンテナンス体制整備証明書を提出してください。

エ 契約履行実績証明書(別紙D) 2通

県が別紙「パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借入れに係る仕様書」に示した借入物品又はこれと同等と認める過去2年間の国又は地方公共団体との契約を締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、履行契約実績証明書及び契約書の写し(契約相手方による実績を証する書類でも可)の提出が必要です。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限:令和5年7月26日(水) 午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- ・提出場所:奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局
奈良っ子はぐくみ課放課後児童・手当係(県庁主棟3階)
電話:0742-27-8606(直通)
- ・調整期日:令和5年7月28日(金) 午後5時まで
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は調整期日までに再提出してください。)
- ・方 法:持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。
また封筒に「パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借り入れに係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数:各1部

<その他>

- ・作成及び提出に要する費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

6 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付	令和5年7月11日(火)から7月26日(水)まで	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
(イ) 入札説明会	—	実施しません
(ウ) 現場説明会	—	実施しません
(エ) 入札等に関する質問	令和5年7月20日(木)午後3時まで	電子入札システムへの入力
(オ) 質問に関する回答	令和5年7月24日(月)午後1時から	電子入札システムによる回答
(カ) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和5年7月26日(水)午後5時まで	・競争入札参加資格確認(様式3)の申請 電子入札システムへの入力 ・5(2)に記載した書類の提出場所 奈良県文化・教育・くらし創造部 こども・女性局奈良っ子はぐくみ課 放課後児童・手当係 (7の(1)で示す場所)
(キ) 入札参加資格確認審査結果通知*	令和5年7月28日(金)午後1時から	電子入札システムによる通知

		*入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、令和5年7月31日(月)までに書面を7の(1)で示す場所に持参して説明を求めることができます。
(ク) 入札書及び入札金額内訳書の提出	(キ)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から令和5年8月9日(水)午後4時まで	電子入札システムへの入力
(ケ) 開札	令和5年8月10日(木)午前10時から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時30分から午後8時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書及び入札金額内訳書の取消し等

提出した入札書及び入札金額内訳書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を7の(1)で示す場所に6の(1)(ケ)の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

再度入札(2回目)の締切日時については、原則として、開札日(令和5年8月10日(木))の午後2時に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書及び入札金額内訳書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書及び入札金額内訳書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

7 問い合わせ先

(1) 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課放課後児童・手当係
(県庁主棟3階) 電話(直通)0742-27-8606

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク 電話番号:0570-021-777

(平日:午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

8 入札保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)(以下、「契約規則」という。)第4条に定めるとこ

ろによります。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価の場合にあっては、公告等で示した予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

10 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
従って、9で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。
なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので契約書に「予算の減額または削除に係る契約解除等」の条項が入ります。

11 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、6の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

12 入札の無効

次の各号にいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 契約規則第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにも関わらず、変更前のICカードを使用して行った入札
- (5) 入札及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 入札書と内訳書に不整合がある入札

13 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支

配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14 契約の解除

契約締結後、契約者について13の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、13の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) 納品等については担当者と充分打ち合わせをし、納入場所へ納品してください。
- (3) その他詳細については、仕様書のとおりです。

競争入札参加資格確認申請書

奈良県知事 殿

(申請者) 住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和5年 月 付けて公告のありました下記の一般競争入札案件への参加を希望しますので、競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、この申請書の内容について、事実と相違ないこと、及び入札公告に記載された競争入札に参加する者に必要な資格を全て満たしていることを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書の記載内容に疑義が生じ、参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議申し立てしません。

記

1. 入札物件

パソコン機器(奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末)の借り入れ
(搬入・据付・調整等を含む)

2. 提出書類(郵送又は持参による提出)

- ア 適合規格承認申請書(別紙A)及び定価見積書 1通
- イ 納入証明書(別紙B) 1通
- ウ アフターサービスメンテナンス体制整備証明書(別紙C) 1通
- エ 契約履行実績証明書(別紙D) 2通

※入札への参加を希望する者は、この申請書の「住所、商号又は名称」及び「代表者職氏名」を記載のうえ、**令和5年7月26(水)午後5時まで**に奈良県物品・役務電子入札等システムの証明書等提出画面への添付により、電子ファイルで提出すること。(押印不要)

添付書類については、郵送又は持参により書留郵便で提出すること。(電子ファイルでの提出は不可。)

納入証明書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

下記のとおり、契約者となった場合は、パソコン機器（奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末）を完全に作動することを確認のうえ、確実に納入できることを証明します。

記

- 納入物件 パソコン機器（奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末）の借り入れ
（適合規格承認申請に係る物品）
- 納入場所 奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課内
（奈良県庁主棟3階）
- 納入期日 令和5年8月24日
- 納入物品の購入先 住所・所在地：

氏名・名称：

連絡先：

販売確約書

標記入札者が、契約者となった場合は、納入物品を確実に販売（納入）することを確約します。

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

アフターサービスメンテナンス体制整備証明書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

下記のとおり、契約者となった場合は、パソコン機器（奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務委託用共通端末）の借り入れの迅速なアフターサービス（メンテナンス）を行うため、下記のとおりアフターサービス（メンテナンス）体制を整備していることを証明します。

記

項目	内容
1 サービス会社名	
2 サービス拠点所在地	
3 サービス対応人員数	
4 サービス方法	

アフターサービス（メンテナンス）履行確約書

標記入札者が、契約者となった場合は、上記の体制により、迅速なアフターサービス（メンテナンス）が行えることを確約します。

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

契 約 履 行 実 績 証 明 書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住所・所在地

氏名・名称

代表者名

印

項 目	内 容
1 契約名称 (令和3年度以降分について 記入してください。)	
2 契約年月日、契約期間 (借入の契約期間を記入し てください。)	
3 契約相手方 (国又は地方公共団体の部局 課名を記入してください)	
4 契約金額 (月額を記入してください)	
5 納入場所	
6 メーカー・物品名・ 形式・数量等	
7 履行証明 (契約の相手方にて証明して もらってください。相手方の都 合により押印等ができない場 合は、相談してください。)	上記契約が誠実に履行されたことを認めます。 住所・所在地 氏名・名称 代表者名 印

注) 令和3年度以降分の国又は地方公共団体との契約ごとに記入してください。

契約ごとに契約書の写しを添付してください。又は7により契約相手方による履行証明をもらってください。